

TOSHIBA

グリーン調達ガイドライン

(4.1 版)



2024年9月10日

東芝ライフスタイル株式会社

目 次

1. はじめに
2. 東芝ライフスタイル株式会社の環境基本方針
3. 本ガイドラインの趣旨
4. 東芝ライフスタイル株式会社のグリーン調達基準
 4. 1 環境管理システム（EMS）の構築
 4. 2 調達品の含有化学物質の管理
 4. 3 東芝ライフスタイル株式会社環境関連物質リスト
5. 調達取引先様へのお願い事項
 5. 1 調達取引先様での環境保全の推進
 5. 2 環境負荷の小さい製品・部品・材料等の供給
 5. 3 調達品の環境品質確保のための契約の締結
 5. 4 各種調査への協力
 5. 4. 1 調達取引先様の環境保全活動の調査
 5. 4. 2 調達取引先様の化学物質管理体制に関する調査
 5. 4. 3 調査調達品の含有化学物質（群）に関する調査

添付資料 東芝ライフスタイル株式会社環境関連物質リスト

（別表1）ランクA：禁止物質（群）

（別表2）ランクB：管理物質（群）

1. はじめに

東芝ライフスタイル株式会社ではCSR(企業の社会的責任)活動を進めており、この重要な柱の一つとして環境経営を推進しています。東芝ライフスタイル株式会社の環境基本方針を定め、すべての事業プロセス・すべての製品において、“豊かな価値の創造”と“地球との共生”を一体とした環境配慮に取り組みます。

私たちが取り組むべき課題は多種多様ですが、製品を「つくる」段階から、お客様が「つかう」段階、そして役割を果たした後に再び資源として「いかす かえす」段階まで、様々な環境影響を製品のライフサイクル全体で総合的に評価する必要があります。東芝ライフスタイル株式会社では「つくる」段階での取り組みのひとつとして、グリーン調達を推進しています。

グリーン調達とは、積極的に環境保全を推進している調達取引先様から、環境負荷の小さい製品・部品・材料等を調達することです。有害化学物質等の環境負荷・リスクの低減を考慮した事業活動を進めるためには、サプライチェーン全体にわたる活動が不可欠であり、ビジネスパートナーである調達取引先様のご協力が欠かせません。

調達取引先の皆様には、持続可能な社会構築に向けて、グリーン調達へのご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

東芝ライフスタイル株式会社

2. 東芝ライフスタイル株式会社環境基本方針

東芝ライフスタイル株式会社は、「人々に素敵なくらしを」を企業理念に、世界中の人々に、より安心で快適なライフスタイルをお届けする製品の開発設計・生産・販売を担う会社として、革新的な技術で人々に素敵なくらしを創造し続け、地域特性に合わせた環境調和型製品・サービスをお届けします。また、「かけがえのない地球環境」を、健全な状態で次世代に引き継いでいくことは、現存する人間の基本的責務」との認識に立って、豊かな価値の創造と地球との共生を図り、脱炭素社会、循環型社会、自然共生社会を目指した環境活動によって、未来に向けた持続可能な社会の実現に貢献します。

◆環境経営の推進

1. 環境への取り組みを、経営の最重要課題の一つとして位置づけ、経済と調和させた環境活動をグループ一体となって推進します。
2. 環境に関する法令、当社が同意した業界などの指針および自主基準などを遵守します。
3. 事業活動、製品・サービスに関わる環境側面について、生物多様性を含む環境への影響を評価し、環境負荷の低減、汚染の防止などに関する環境目的および目標を設定して、環境活動を推進します。
4. 監査の実施や活動のレビューにより、環境経営の継続的な改善、環境経営レベルの向上を図ります。
5. 環境教育や環境活動への積極的な参画を通して、経営者、従業員の環境意識を高め、環境活動に全員で取り組みます。

◆環境調和型製品・サービスの提供と事業活動での環境負荷低減

1. 地球資源の有限性を認識し、製品、事業プロセスの両面から有効な利用、活用を促進し、積極的な環境施策を展開します。
2. ライフサイクルを通して環境に配慮した製品・サービスを提供するため、製品の特性に応じて省エネや省資源・リサイクル材活用・特定化学物質の削減などの環境配慮設計に積極的に取り組みます。
3. 気候変動への対応、資源の有効活用、化学物質の管理など、設計、調達、製造、流通、販売、廃棄などすべての事業プロセスで環境負荷低減に取り組みます。

◆ステークホルダーとの連携

1. 優れた環境技術や製品の開発と提供、および地域・社会との協調連帯により、環境経営を通じて、社会に貢献します。
2. ステークホルダーとの相互理解の促進のために、積極的な情報開示を行います。

3. 本ガイドラインの趣旨

東芝ライフスタイル株式会社では、東芝ライフスタイル株式会社環境基本方針を定め、すべての事業プロセス・すべての製品において、“豊かな価値の創造”と“地球との共生”を一体とした環境配慮に取り組んでいます。その一つの取り組みとして、ライフサイクルを通して環境負荷の低減に寄与する環境調和型製品・サービスの提供を推進しています。このためには、グリーン調達がかかせません。

本ガイドラインは、グリーン調達に関する東芝ライフスタイル株式会社の基本的な考え方であるグリーン調達基準を示し、合わせて、納入して頂く部品、材料、ユニット、製品、副資材等(以下、納入品)について、調達取引先様をお願いする具体的内容について示しています。

東芝ライフスタイル株式会社は、本ガイドラインに記載したグリーン調達基準に基づく調達活動を通して、調達取引先様とともに地球環境保全活動に取り組んでまいります。

4. 東芝ライフスタイル株式会社のグリーン調達基準

東芝ライフスタイル株式会社では、グリーン調達とは、積極的に環境保全を推進している調達取引先様から、環境負荷の小さい製品・部品・材料等を調達することと考えています。そのために、以下のような東芝ライフスタイル株式会社共有のグリーン調達基準を定め、東芝ライフスタイル株式会社のグリーン調達を推進しています。

4.1. 環境管理システム(EMS)の構築

東芝ライフスタイル株式会社では、環境経営の推進の取り組みの一環として、環境管理システムを構築し運用しています。また、調達にあたっては、EMS等の構築をはじめとする環境活動への積極的な取り組みを実施されている調達取引先様を優先します。

4.2. 調達品の含有化学物質の管理

調達品の含有化学物質の管理は、JAMP(*i)における合意事項を重視し、JAMPが発行する「製品含有化学物質管理ガイドライン」に即した管理を実施します。

*i:JAMP(Joint Article Management Promotion-consortium)は、アーティクルマネジメント推進協議会の略称であり、サプライチェーンにおける製品含有化学物質情報の円滑な開示・伝達のための仕組み作りを推進する非営利団体で、2006年9月に発足しました。活動の詳細は次のURLをご参照ください。

JAMP URL : <https://chemsherpa.net/jamp/about>

4. 3. 東芝ライフスタイル株式会社環境関連物質リスト

東芝ライフスタイル株式会社では、「東芝ライフスタイル株式会社環境関連物質リスト」を定め、以下の通り、「ランクA:禁止物質(群)」と「ランクB:管理物質(群)」の2つのカテゴリーに分けて、調達品の含有化学物質を管理します。

区分	判断基準	該当物質(群)
ランク A (禁止物質(群))	東芝ライフスタイル株式会社において、調達品(包装材含む)への含有を禁止する物質(群)。国内外の法規制で製品(包装材含む)への使用が禁止または制限されている物質(群)	別表 1
ランク B (管理物質(群))	使用実態を把握し、削減・代替化等の環境負荷低減に努める物質(群)、またはクローズドシステムで回収・無害化を図り環境への影響を抑制する物質(群)	別表 2

なお、上記リストに掲載されていない物質でも、条約・法令等で、個別に対象地域や製品などに対して規制されている場合はそれらを遵守願います。

5. 調達取引先様へのお願い事項

東芝ライフスタイル株式会社では、グリーン調達を推進するために、ビジネスパートナーである調達取引先様に「調達取引先様での環境保全の推進」、「環境負荷の小さい製品・部品・材料等のご供給」、「調達品の環境品質確保のための契約の締結」ならびに「各種調査へのご協力」をお願いしています。調達取引先様には、これらのお願い事項や調査の趣旨をご理解いただき、ご協力賜りますよう、宜しくお願いします。

5. 1 調達取引先様での環境保全の推進

調達取引先様に積極的な環境保全への取り組み(環境方針策定・システム整備・教育実施・生物多様性への配慮等)をお願いします。

また、調達品等を輸送する際に、低燃費・低公害車による納入や納入品に応じた適切な自動車を使用するなど、調達に伴い発生する環境負荷についても、可能な限り低減を図るようお願いします。

5. 2 環境負荷の小さい製品・部品・材料等のご供給

調達取引先様の納入品については、製品含有化学物質の管理として、以下の徹底をお願いします。

- (1) 製品含有化学物質管理体制の構築
- (2) 有害化学物質の削減等、環境負荷の小さい部品・材料等の調達(グリーン調達)の実施
- (3) 環境関連物質使用状況調査へのご回答

5.3 調達品の環境品質確保のための契約の締結

調達品の環境品質確保のため、調達取引の際に「品質保証協定書」の締結をお願いしています。また、必要に応じて「特定有害物質の使用制限に関する合意書」等の提出をお願いする場合があります。

5.4 各種調査へのご協力

5.4.1 調達取引先様の環境保全活動の調査

環境保全活動に積極的に取り組んでいる調達取引先様とのパートナーシップを強化するため、調達取引先様の環境保全に対する活動状況を調査します。お願いする調査は、主に以下の項目です。

<調査項目>

- (1) ISO14001外部認証取得状況
- (2) グリーン調達活動実施状況
- (3) 環境保全活動状況
 - ・環境方針について
 - ・組織・計画について
 - ・事業の環境側面・システムについて
 - ・情報公開・教育について
- (4) その他

5.4.2 調達取引先様の化学物質管理体制に関する調査

製品含有化学物質の管理体制を構築・維持いただくため、調達取引先様の化学物質管理体制を調査します。

5.4.3 調達品の含有化学物質(群)に関する調査

新規調達品の設定および既存調達品の代替要否等の判断にあたり、化学物質(群)の含有状況を調査します。お願いする調査は、主に以下の項目です。

<調査項目>

- (1) 「環境関連物質使用／不使用宣言書」による禁止物質の不含有確認
- (2) 分析評価結果の調査
- (3) その他、上記お願い事項の確実化のために必要な調査

また、納入品の種類や必要性に応じて、個別にお願いする調査内容は主に以下の項目です。

- (4) 欧州REACH規則(化学物質規則の一つ)の認可対象候補となる高懸念物質(SVHC: * ii)の含有有無および含有量調査

* ii : 高懸念物質(SVHC: Substance of very high concern)とは、欧州REACH規則第57条の基準に該当し、かつ第59条の手続きにより、認可対象候補物質として選定された物質です。

添付資料 東芝ライフスタイル株式会社環境関連物質リスト

別表1 ランクA：禁止物質（群）

番号	物質（群）名	TLSC への納入品において 禁止する含有濃度の閾値	参照法令及び規則
A01	アスベスト類	意図的添加の禁止	EU REACH 規則 付属書 XVII 労働安全衛生法（製造禁止）
A02	一部のアゾ染料・アゾ顔料（特定 アミンを形成するものに限る）	意図的添加の禁止（*6）	EU REACH 規則 付属書 XVII
A03	カドミウム及びその化合物	意図的添加の禁止かつ 100 ppm（*1、*4）	EU RoHS 指令 EU REACH 規則 付属書 XVII EU 包装材指令
A04	六価クロム化合物	意図的添加の禁止かつ 1000 ppm（*1）	EU RoHS 指令 EU REACH 規則 付属書 XVII EU 包装材指令
A05	鉛及びその化合物	意図的添加の禁止かつ 1000 ppm（*1、*4）	EU RoHS 指令 EU REACH 規則 付属書 XVII EU 包装材指令
A06	水銀及びその化合物	意図的添加の禁止かつ 1000 ppm（*1、*4）	EU RoHS 指令 EU REACH 規則 付属書 XVII EU 包装材指令
A07	オゾン層破壊物質（例：CFC類、 HCFC類、HBCFC類、四塩化 炭素等）	意図的添加の禁止（*7）	モントリオール議定書 オゾン層保護法
A08	ポリ臭化ビフェニル類（略称：P BB類）	意図的添加の禁止かつ 1000 ppm（*1）	EU RoHS 指令 EU REACH 規則 付属書 XVII
A09	ポリ臭化ジフェニルエーテル類 （略称：PBDE類）	意図的添加の禁止かつ 1000 ppm（*1）	EU RoHS 指令 化審法 第一種特定化学物質 EU REACH 規則 付属書 XVII 米国 TSCA PBT 規則
A10	ポリ塩化ビフェニル類（略称：P CB類）	意図的添加の禁止	化審法 第一種特定化学物質 POPs 条約
A11	ポリ塩化ナフタレン（塩素数が3 以上のものに限る）	意図的添加の禁止	化審法 第一種特定化学物質 POPs 条約
A12	放射性物質	意図的添加の禁止	放射性同位元素等規制 原子炉規制法

番号	物質（群）名	TLSC への納入品において 禁止する含有濃度の閾値	参照法令及び規則
A 1 3	一部（炭素鎖長 10～13）の短鎖型塩化パラフィン	意図的添加の禁止	化審法 第一種特定化学物質 POPs 条約
A 1 4	トリブチルスズ（略称：TBT）、 トリフェニルスズ（略称：TPT）	意図的添加の禁止	EU REACH 規則 付属書 XVII
A 1 5	ビス（トリブチルスズ）=オキシド（略称：TBTO）	意図的添加の禁止	化審法 第一種特定化学物質 EU REACH 規則 付属書 XVII
A 1 6	4-アミノジフェニル及びその塩	意図的添加の禁止	化審法 第一種特定化学物質
A 1 7	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-1, 4, 4a, 5, 8, 8a-ヘキサヒドロ-エキソ-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン（別名：アルドリン）	意図的添加の禁止	化審法 第一種特定化学物質 POPs 条約
A 1 8	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-6, 7-エポキシ-1, 4, 4a, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-エンド-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン（別名：エンドリン）	意図的添加の禁止	化審法 第一種特定化学物質 POPs 条約
A 1 9	黄りん（例：マッチの火薬に含有している場合がある）	意図的添加の禁止	化審法 第一種特定化学物質
A 2 0	1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 8-オクタクロロ-2, 3, 3a, 4, 7, 7a-ヘキサヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン、1, 4, 5, 6, 7, 8, 8-ヘプタクロロ-3a, 4, 7, 7a-テトラヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン及びこれらの類縁化合物の混合物（別名：クロルデン又はヘプタクロル）	意図的添加の禁止	化審法 第一種特定化学物質 POPs 条約

番号	物質（群）名	TLSC への納入品において 禁止する含有濃度の閾値	参照法令及び規則
A 2 1	N, N' -ジトリル-パラ-フェニレンジアミン、N-トリル-N'-キシリル-パラ-フェニレンジアミン又はN, N' -ジキシリル-パラ-フェニレンジアミン	意図的添加の禁止	化審法 第一種特定化学物質
A 2 2	ダイオキシン類	意図的添加の禁止	ダイオキシン類対策特別措置法
A 2 3	1, 1, 1-トリクロロ-2, 2-ビス(4-クロロフェニル)エタン(別名: DDT)	意図的添加の禁止	化審法 第一種特定化学物質 POPs 条約
A 2 4	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-6, 7-エポキシ-1, 4, 4a, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-エキソ-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン(別名: ディルドリン)	意図的添加の禁止	化審法 第一種特定化学物質 POPs 条約
A 2 5	ポリクロロ-2, 2-ジメチル-3-メチリデンビシクロ[2.2.1]ヘプタン(別名: トキサフェン)	意図的添加の禁止	化審法 第一種特定化学物質 POPs 条約
A 2 6	2, 4, 6-トリ-ターシャリーブチルフェノール	意図的添加の禁止	化審法 第一種特定化学物質 米国 TSCA PBT 規則
A 2 7	β -ナフチルアミン及びその塩	意図的添加の禁止	EU REACH 規則 付属書 XVII
A 2 8	4-ニトロジフェニル及びその塩	意図的添加の禁止	EU REACH 規則 付属書 XVII
A 2 9	ビス(クロロメチル)エーテル	意図的添加の禁止	安衛法
A 3 0	ヘキサクロロベンゼン	意図的添加の禁止	化審法 第一種特定化学物質 POPs 条約
A 3 1	ベンジジン及びその塩	意図的添加の禁止	EU REACH 規則 付属書 XVII
A 3 2	ベンゼン	意図的添加の禁止	EU REACH 規則 付属書 XVII

番号	物質（群）名	TLSC への納入品において 禁止する含有濃度の閾値	参照法令及び規則
A 3 3	2 - (2 H - 1, 2, 3 - ベンゾ トリアゾール - 2 - イル) - 4, 6 - ジ - t e r t - ブチルフェノ ール	意図的添加の禁止	化審法 第一種特定化学物質
A 3 4	ドデカクロロペンタシクロ [5. 3. 0. 0 (2, 6). 0 (3, 9). 0 (4, 8)] デカン (別名 : マイ レックス)	意図的添加の禁止	化審法 第一種特定化学物質 POPs 条約
A 3 5	2, 2, 2 - トリクロロ - 1, 1 - ビス (4 - クロロフェニル) エ タノール (別名 : ケルセン又はジ コホル)	意図的添加の禁止	化審法 第一種特定化学物質 POPs 条約
A 3 6	ヘキサクロロブタ - 1, 3 - ジエ ン (別名 : 六塩化ブタジエン)	意図的添加の禁止	化審法 第一種特定化学物質 米国 TSCA PBT 規則
A 3 7	ペルフルオロ (オクタン - 1 - ス ルホン酸) (別名 : P F O S) 又は その塩	意図的添加の禁止	化審法 第一種特定化学物質 POPs 条約
A 3 8	ペルフルオロ (オクタン - 1 - ス ルホニル) = フルオリド (別名 : P F O S F)	意図的添加の禁止	化審法 第一種特定化学物質 POPs 条約
A 3 9	ポリ塩化ターフェニル (略称 : P C T 類)	意図的添加の禁止	EU REACH 規則 付属書 XVII
A 4 0	三置換有機スズ化合物 (A 1 4, A 1 5 を除く)	意図的添加の禁止かつ 1000 ppm (* 2)	EU REACH 規則 付属書 XVII
A 4 1	フマル酸ジメチル (略称 : D M F)	意図的添加の禁止	EU REACH 規則 付属書 XVII
A 4 2	ペンタクロロベンゼン	意図的添加の禁止	化審法 第一種特定化学物質 POPs 条約
A 4 3	r - 1, c - 2, t - 3, c - 4, t - 5, t - 6 - ヘキサクロロシ クロヘキサン (別名 : α - ヘキサ クロロシクロヘキサン)	意図的添加の禁止	化審法 第一種特定化学物質 POPs 条約

番号	物質（群）名	TLSC への納入品において 禁止する含有濃度の閾値	参照法令及び規則
A 4 4	r-1, t-2, c-3, t-4, c-5, t-6-ヘキサクロロシ クロヘキサン（別名：β-ヘキサ クロロシクロヘキサン）	意図的添加の禁止	化審法 第一種特定化学物質 POPs 条約
A 4 5	r-1, c-2, t-3, c-4, c-5, t-6-ヘキサクロロシ クロヘキサン（別名：γ-ヘキサ クロロシクロヘキサン又はリンデ ン）	意図的添加の禁止	化審法 第一種特定化学物質 POPs 条約
A 4 6	デカクロロペンタシクロ [5. 3. 0. 0 ^{2, 6} . 0 ^{3, 9} . 0 ^{4, 8}] デカ ン-5-オン（別名：クロルデコ ン）	意図的添加の禁止	化審法 第一種特定化学物質 POPs 条約
A 4 7	ジオクチルスズ化合物（略称：D OT）	意図的添加の禁止かつ 1000 ppm（* 2、* 3）	EU REACH 規則 付属書 XVII
A 4 8	ジブチルスズ化合物（略称：DB T）	意図的添加の禁止かつ 1000 ppm（* 2、* 3）	EU REACH 規則 付属書 XVII
A 4 9	6, 7, 8, 9, 10, 10-ヘ キサクロロ-1, 5, 5a, 6, 9, 9a-ヘキサヒドロ-6, 9 -メタノ-2, 4, 3-ベンゾジ オキサチエピン=3-オキシド （別名：エンドスルファン又はベ ンゾエピン）	意図的添加の禁止	化審法 第一種特定化学物質 POPs 条約
A 5 0	ヘキサブromoシクロドデカン （略称：HBCD）	意図的添加の禁止	化審法 第一種特定化学物質 POPs 条約
A 5 1	一部の多環芳香族炭化水素類（P AH）	人体に触れる部分かつ 1 ppm（* 3、* 5）	EU REACH 規則 付属書 XVII
A 5 2	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) （略称：DEHP）	意図的添加の禁止 かつ 1000 ppm（* 1）	EU RoHS 指令 EU REACH 規則 付属書 XVII
A 5 3	フタル酸ジブチル（略称：DBP）	意図的添加の禁止 かつ 1000 ppm（* 1）	EU RoHS 指令 EU REACH 規則 付属書 XVII
A 5 4	フタル酸ブチルベンジル（略称： BBP）	意図的添加の禁止 かつ 1000 ppm（* 1）	EU RoHS 指令 EU REACH 規則 付属書 XVII

番号	物質（群）名	TLSC への納入品において禁止する含有濃度の閾値	参照法令及び規則
A 5 5	フタル酸ジイソブチル（略称：DIBP）	意図的添加の禁止 かつ 1000 ppm（* 1）	EU RoHS 指令 EU REACH 規則 付属書 XVII
A 5 6	赤りん（樹脂中の難燃剤用途）	意図的添加の禁止（* 8）	TLSC 指定
A 5 7	ペルフルオロオクタン酸（略称：PFOA）とその塩、および関連物質	意図的添加の禁止かつ ・PFOA（塩を含む）の場合、 25 ppb (0.025 ppm) ・PFOA 関連物質またはそれらの組み合わせの場合、成形品や混合物中で 1000 ppb	化審法 第一種特定化学物質 POPs 条約
A 5 8	ペンタクロロチオフェノール（PCTP）	意図的添加の禁止	米国 TSCA PBT 規則
A 5 9	炭素数 9 から 14 のペルフルオロカルボン酸（C9-C14PFCA）とその塩および C9-C14PFCA 関連物質	意図的添加の禁止かつ ・C9-C14PFCA（塩を含む）の場合 25 ppb (0.025 ppm) ・C9-C14PFCA 関連物質の場合、それらの合計で成形品や混合物中で 260 ppb (0.26 ppm)	EU REACH 規則 付属書 XVII
A 6 0	ペルフルオロ（ヘキサン-1-スルホン酸）（略称：PFHxS）若しくはペルフルオロ（アルカンスルホン酸）（構造が分枝であって、炭素数が 6 のものに限る。）又はこれらの塩	意図的添加の禁止	化審法 第一種特定化学物質 POPs 条約
A 6 1	リン酸トリス（イソプロピルフェニル）（略称：PIP（3：1））	意図的添加の禁止	米国 TSCA PBT 規則（* 9）

「意図的添加」とは、特定の特性、外観、または品質をもたらすために納入品の形成時に化学物質を故意に使用することです。

（* 1） 禁止する含有濃度の閾値は、意図的添加がなく、かつ不純物としての各物質の含有率という意味です。算出する場合の分母は各均質材料とします。ただし、欧州RoHS指令の適用除外が認められている使用可能用途に限り、含有禁止の除外とします。ただし電池に関しては、欧州RoHS指令の対象とはならず、欧州電池指令が優先されるため、（* 4）の記載がある物質については、下記（* 4）の含有率を優先します。

- (*2) 禁止する含有濃度の閾値は、意図的添加がなく、かつ不純物としての各物質の含有率という意味です。算出する場合の分子は金属スズ(Sn)としての換算値、分母は各成型品あるいはその部品単位(DBTのみ混合物も含む)とします。
- (*3) 欧州REACH規則付属書 XVII 記載の用途と物質群を対象とします。ただし、適用除外と期限が定められている使用可能用途に限り、含有禁止の除外とします。
- (*4) 電池に使用される場合は、販売が禁止される場合や表示の必要性などを仕向け地の最新の法令で確認して対応願います。
- (*5) 「人体に触れる部分」の適応範囲は通常または理にあって予見可能な使用条件の下で、ヒトの皮膚または口腔内に直接ならびに長時間または短時間で繰り返し接触するそのゴムまたはプラスチックの構成部品である。納入時の環境関連物質使用／不使用宣言書において、閾値を超えて含有する場合には、その部品での使用部位もしくは用途を記載してください。
- (*6) A02 のアゾ染料、アゾ顔料は別表3に示す特定アミンを形成するものに限りです。
- (*7) A07 のオゾン層破壊物質は別表4に示す物質に限りです。
- (*8) 赤リン含有難燃剤に関しては、それらの物質を含有した部品・材料を使用した最終製品で、代替化の計画が明確にあり、安全性のデータがある場合には、この限りではありません。
- (*9) 2024年10月31日以降禁止とする。

別表2 ランクB：管理物質（群）

番号	物質（群）名
B01	アンチモン及びその化合物
B02	ヒ素及びその化合物
B03	ベリリウム及びその化合物
B04	臭素系難燃剤（PBB類（A08）及びPBDE類（A09）を除く）（*9）
B05	ニッケル及びその化合物（人体に触れる部分のみ）
B06	フタル酸エステル類（DEHP（A52）、DBP（A53）、BBP（A54）、DIBP（A55）のフタル酸エステル類を除く）（*9）
B07	ポリ塩化ビニル及びその化合物（略称：PVC）（*9）
B08	セレン及びその化合物
B09	パーフルオロカーボン（略称：PFC類）
B10	ハイドロフルオロカーボン（略称：HFC類）
B11	六フッ化硫黄
B12	欧州REACH規則のSVHC（認可対象候補物質）（*10）

- (*9) これらの物質に関しては、1000 ppm を超える場合には、管理物質として使用実態を把握しますので、報告願います。
- (*10) 欧州REACH規則第59条の手続きにより、選定された認可対象候補物質。分母は納入品の総質量あるいは部品・材料ごととします。

別表3 特定アミン（1以上のアゾ基の分解により生成するもの）

物質名	化学式	CAS No.
4-アミノアゾベンゼン	C ₁₂ H ₁₁ N ₃	60-09-3
o-アニシジン	C ₇ H ₉ NO	90-04-0
2-ナフチルアミン（β-ナフチルアミン）	C ₁₀ H ₉ N	91-59-8
3,3'-ジクロロベンジジン	C ₁₂ H ₁₀ Cl ₂ N ₂	91-94-1
4-アミノジフェニル	C ₁₂ H ₁₁ N	92-67-1
ベンジジン	C ₁₂ H ₁₂ N ₂	92-87-5
o-トルイジン	C ₇ H ₉ N	95-53-4
4-クロロ-2-メチルアニリン	C ₇ H ₈ ClN	95-69-2
2,4-トルエンジアミン	C ₇ H ₁₀ N ₂	95-80-7
o-アミノアゾトルエン	C ₁₄ H ₁₅ N ₃	97-56-3
5-ニトロ-o-トルイジン	C ₇ H ₈ N ₂ O ₂	99-55-8
3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	C ₁₃ H ₁₂ Cl ₂ N ₂	101-14-4
4,4'-メチレンジアニリン	C ₁₃ H ₁₄ N ₂	101-77-9
4,4'-ジアミノジフェニルエーテル	C ₁₂ H ₁₂ N ₂ O	101-80-4
p-クロロアニリン	C ₆ H ₆ ClN	106-47-8
3,3'-ジメトキシベンジジン	C ₁₄ H ₁₆ N ₂ O ₂	119-90-4
3,3'-ジメチルベンジジン	C ₁₄ H ₁₆ N ₂	119-93-7
2-メトキシ-5-メチルアニリン	C ₈ H ₁₁ NO	120-71-8
2,4,5-トリメチルアニリン	C ₉ H ₁₃ N	137-17-7
4,4'-ジアミノジフェニルスルフィド	C ₁₂ H ₁₂ N ₂ S	139-65-1
2,4-ジアミノアニソール	C ₇ H ₁₀ N ₂ O	615-05-4
4,4'-ジアミノ-3,3'-ジメチルジフェニルメタン	C ₁₅ H ₁₈ N ₂	838-88-0

別表4 オゾン層破壊物質

CFC	(モントリオール議定書 附属書A グループI)
ハロン	(モントリオール議定書 附属書A グループII)
その他のCFC	(モントリオール議定書 附属書B グループI)
四塩化炭素	(モントリオール議定書 附属書B グループII)
1,1,1-トリクロロエタン	(モントリオール議定書 附属書B グループIII)
HCFCl	(モントリオール議定書 附属書C グループI)
HBFC	(モントリオール議定書 附属書C グループII)
ブロモクロロメタン	(モントリオール議定書 附属書C グループIII)
臭化メチル	(モントリオール議定書 附属書E)

包装材に関する要求： 東芝ライフスタイル株式会社に納入する製品を出荷する際に使用する包装材、及び調達取引先様より納入される部品、材料、ユニット、製品の包装材(集合包装を含め納入されるすべての包装材)につき、別表1に示した物質に加えて、別表5に示す物質の含有のないこと。最大許容濃度が定められているものは、それを超える含有を禁止します。最大許容濃度が定められていないものは、意図した含有の禁止とします。

別表5 包装材への含有を禁止する物質

別表1, 2 参照No.	物質名	規制対象	最大許容濃度(*a) (*b)
A03-06	鉛、カドミウム、水銀、六価クロム及びその化合物	包装材に含まれる鉛、カドミウム、水銀、六価クロムとその化合物の総量が最大許容濃度を超える含有	0.01wt% (100ppm)
B07	ポリ塩化ビニル (PVC)	包装材に含まれるポリ塩化ビニル (PVC)	- (意図した含有禁止)

(*a) 最大許容濃度は「均質材料(homogenous material)」を単位とする。

(*b) 金属化合物の最大許容濃度は、材料に対する金属元素の質量比率を表す。

改訂記録表

制定：2011年9月1日

版数	制改訂年月日	改訂理由及び内容
1	2011. 9. 1	新規発行
2	2015. 4. 1	環境関連物質リストの見直し
3	2017. 1. 1	組織変更に伴う見直し
4	2023. 5. 26	環境基本方針更新および環境関連物質リストの見直し
4. 1	2024. 9. 10	環境関連物質リストの見直し

東芝ライフスタイル株式会社

〒212-0014 神奈川県川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎セントラルタワー

経営企画統括部 経営企画部 調達企画・業務担当

044-577-0166

〒489-0003 愛知県瀬戸市穴田町991番地

技術品質統括部コンシューマイノベーションセンター 技術企画担当

0561-86-8946